



消費生活

サポーター通信

平成30年度第6号

今月のテーマ

- ・ペット購入トラブル
- ・契約の基礎知識



ペット購入トラブル

事例

ペットショップで子犬を購入したが、購入直後から下痢や嘔吐を繰り返し、心配になり病院に連れて行ったところ、ウイルスに感染していたことがわかり、5日後に死亡した。



アドバイス

- ・ペットショップには健康で病気にかかっていないペットを引き渡す義務があります。**購入時に分からなかった病気等が判明した場合、消費者は原則として、損害賠償や契約の解除を求めることができます。**
- ・契約書に「どんな場合でも返金しない」などといった**消費者に一方向的に不利な条項があっても、無効となる場合があります。**
- ・ペットの購入トラブルで困ったときは、すぐにお近くの消費生活センターへご相談ください。

契約の基礎知識

事例

店頭で洋服を勧められて購入した。後から不要と思い、その日のうちに返品を申し出たが応じてくれない。使用しておらずレシートもある。



アドバイス

- 契約は法的な責任を伴うので、原則として**一方の都合だけで勝手に解消することはできません。**
- 契約書に署名や押印をしていなくても、当事者が合意（申込と承諾によって意思が合致すること）をすれば、それが**口約束でも原則として契約は成立します。**その契約によって得られる物は本当に必要なのか、契約前によく考えることが大切です。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし **188** (お近くの消費生活センターにつながります)
 青森県消費生活センター **017-722-3343** (土日祝も相談受付中!)

いやや



青森県消費生活センター
 マスコットキャラクター
 テルミちゃん
 ☎(Tel. Me)